教材の公衆送信と著作権法改正

隅谷孝洋

広島大学

本稿では、この 35 条改正について紹介したい $^{\circ}$ 3. この改正により授業で必要な範囲で他人の著作物を公衆送信することを、著作権者の許諾なく行えるようになる。ただし、その際には、相応額の補償金を支払う必要があると定められた(\mathbb{Z} -1).

現行の著作権法 改正著作権法 2018/5/25 から 3 年以内に施行 35条1項 35条1項 授業目的の 授業日的の 複製 OK 複製, 公衆送信, 公の伝達 OK 35条2項 35条2項 授業目的の 上記の公衆送信については 同時公衆送信 OK 補償金*を支払うこと *第 104 条の 11~17 で扱いなどを規定 35条3項 ただし同時公衆送信については 補償金の支払い不要

図-1 著作権法 35条の改正

☆1 第196回国会閣法番号28, 29, 58, 62, http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/kaiji196.htm

- ☆2 法律がどのように変更になるかは、文部科学省の国会提出法律のページに掲載の新旧対照表を見ると分かりやすい。http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1405213.htm
- 章3 筆者は法律の専門家ではなく、業務としてe ラーニング支援を行う 中で著作権について学び調べた範囲で、本稿を書いていることをお 断りしておく. なお本稿を執筆するにあたり、山口大学大学研究推 進機構知的財産センター木村友久先生、山口大学国際総合科学部村 井礼先生にご助言をいただいた. ここに感謝の意を表します.

現行の 35 条を確認しよう

□ 「著作権」と「権利制限」とは

図 -1 では、授業で利用する方の立場から「複製 OK」などとしたが、その「OK」の意味についてまず 確認しておこう.

著作権は、表 -1 に示すように、いくつかの権利からなっている。ここで「○○権」は、大雑把にいうと「自分の著作物を他人に勝手に○○されない権利」である。「複製権」は「勝手に複製されない権利」となる。

これらは、著作権者^{☆4}の利益を守るために規定されているものだ.しかし、著作権法の考え方として、著作権者の利益を守るとともに著作物を皆が利用しやすいようにして、その双方をもって文化の全体的な発展を目指すというものがある.そこでいくつかの状況に対しては著作権が制限され、自由に利用できるようにしている.

その中の1つが授業目的の複製ということになる. この場合,著作権者の複製権が制限され「勝手に複製されても文句を言えない」ということになる.

表 -1 著作者の権利

著作者人格権	公表権, 氏名表示権, 同一性保持権
	(著作権法 18 条~ 20 条)
著作権	複製権,上演権・演奏権,上映権,公衆送信権等, 口述権,展示権,頒布権,譲渡権,貸与権,翻訳権・ 翻案権等,二次的著作物の利用権 (著作権法 21 条~ 28 条)

^{☆4} 著作物を作った人が著作者だが、表-1 後半の著作権は他人に譲ることができる。譲られた人も含め、著作権を持っている人を著作権者という。

利用者側からすれば「無断で複製してもよい」となる. 図-1の「複製OK」はこの意味である.

.....

□ 授業目的の複製は OK

現行の著作権法 35 条では、授業の過程で必要な範囲で使う場合には、教育を担当するもの(以下「教員」) や授業を受ける者 (児童・生徒・学生などを含むが以下「学生」) が他人の著作物を許可なく複製しても構わない、とされている.

このとき、注意しなくてはいけないのは「当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は複製できない、という但し書きがついていることだ。権利制限なので、ある程度著作権者の利益が害されるのは当然なのだが、それが「不当」な場合には制限できないということだ。至極当たり前なのだが、どのような場合に不当なのかというのがはっきり分からない。判例もない。

1つ参考になるものとして、2004年に公開された「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第 35条ガイドライン $^{\, c_5}$ 」がある。そこでは、1クラス 50人を超えるような多数の学生がいる授業で人数分複製することなどが、著作権者の利益を不当に害する例として挙げられている。大学では、1クラス 50人を超えることは普通にあるため、このガイドラインをそのまま遵守することに抵抗がある。それでも、どういった種類の注意が必要なのかということについては非常に参考になり、貴重な文書といえるだろう。

□「公衆送信」とは

現行著作権法 35 条 2 項では、一定の条件を満たすような公衆送信についても権利制限がされている。これについて触れる前に著作権法上の公衆送信について確認しておこう。

定義は著作権法 2 条 1 項 7 号の 2 に書かれている。かっこがきの但し書きを省略して^{☆ 6} 引き写すと「公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うことをいう」となっており、放送や自動公衆送信 (Web サイト) などを含むとされている。

送信の対象となる「公衆」だが、おそらく一般には、世間にいる不特定多数の一般の人々というほどの意味で使われているのではないか。ところが著作権法では「特定かつ多数」も公衆となる(著作権法2条5項)、つまり、大教室で授業を受けている300人の学生がいるとすると、それらは特定されているけれども多数^{↑7}の人々なので「公衆」なのである。

なので、授業で行われる公衆送信とは、クラスの人数がある程度以上の場合に、その受講者に向けて著作物を送信することを指している。送信に使われる手段は多くの場合、電子メールや LMS (Learning Management System)、テレビ会議システムといったものになるだろう。クラスの人数が数名などの少数であれば公衆送信にはならない☆8と考えられる。

□ 授業目的の同時公衆送信は OK

著作権法 35 条で、授業目的での複製に対して権利制限が導入されているわけだが、35 条 2 項では同様の範囲で公衆送信にも権利制限をつけている. ただし、この権利制限は、ある場所で行っている授業を、同時に別の場所でも受けられるようにするために行う公衆送信に対してのみ認められる. この形態の公衆送信を同時公衆送信という.

これ以外の公衆送信は権利制限の対象として認められない.

 $^{^{\}diamond 8}$ 送信可能化権を侵害するかも、と見なす人もいる.



^{☆5} 公開主体は著作権法第35条ガイドライン協議会だが、この協議会は現在は存在していないようだ。ガイドライン自体はいくつかの権利者団体のWebページで閲覧できる。たとえば日本書籍協会http://www.jbpa.or.jp/guideline/

^{☆6} これに限らず、条文は括弧の但し書きが多くて骨格がとらえづらいことすらある。そのことを筆者が Twitter で嘆いていたら @NeXTSTEP2OSX さんが HTML ページ内で括弧を折りたたむ ブックマークレットを作ってくださった。きわめて便利なのでここでも紹介したい。https://nyoho.jp/diary/?date=20180522

^{☆7} 多数は何人以上だろうか? 明確に書かれているものはないけれど も、数十人程度でも多数とされることがあり、300人はほぼ確実に 多数だろう.これに関しては、いくつかの判例が存在している.

現行の35条の何が問題なのか

前節最後の部分、ここに現行の著作権法 35 条の 問題点がある。

教育の情報化が進むにつれ、同時公衆送信でない公衆送信^{☆9}が頻繁に行われるようになってきた.たとえば、LMS や電子メールを使って教材を配信すること、欠席者のために録画授業を動画配信することなど、これらは学生の数が多ければ公衆送信になるが、同時公衆送信には当たらない.

そういう教材に他人の著作物が含まれている場合、著作権者の許諾を得なければならない^{☆10}のだ. 同じものを紙で配る場合は不要なのに.

著作権者に個別に許諾を得るのは非常にコストがかかる作業である。それを回避しようとすれば、その教材を使わないか、その部分だけ削除して送信するか、ということになる。もしくは、著作権侵害状態のまま利用してしまっているという状況も発生しがちになる。

こういった状況を是正して教育の情報化を推進 するために今回の法改正が検討された.

では,35条はどう変わるのか

□ 授業目的の複製・公衆送信が OK に

図-1に示すように、授業目的での複製だけでは なく公衆送信と公の伝達^{☆11}についても権利制限 をつけることになった、この場合の公衆送信には 同時という縛りはない.

この規定によって、従来授業目的で複製できていた著作物については、それを同じ条件同じ範囲で公衆送信できるようになる.

そして、35条2項において、授業目的で公衆送信を行う場合は、教育機関の「設置者」が著作権者に対して相応の補償金を支払うこととされた.

最後に、この補償金は同時公衆送信に対しては 支払う必要がないと35条3項で記されている。複 製も含め、現行の著作権法で補償金なしの権利制 限とされていた部分については、改正著作権法で もそのまま維持される。

著作権者側と教育機関側の双方に配慮した法改 正といえるだろう. この制度は、改正著作権法の 公布日2018年5月25日から3年以内に開始となる.

□「授業目的公衆送信補償金」とは

補償金とはなんだろうか.利用料とは違うのか. 通常は、著作物の利用にあたって利用者が許諾を求め、著作権者はそれを認めるかどうかを決定し、場合により代価を受け取る.これが利用料になるだろう.一方、35条の規定によって、教員や学生は著作権者に無断で著作物の複製や公衆送信ができる.著作権者はこれを断れず、場合によっては経済的な損失が発生するかもしれない.その代価として受け取ることができるものが補償金といえる.

教育現場として気になるのは、その補償金をどうやって支払うのか、いくらくらい支払えばよいのかということだろう^{☆12}.

補償金を支払うのは個々の教員ではなく教育機関の設置者であり、受け取るのは全国で1つの「指定管理団体」と定められている(改正著作権法104条の11). また金額に関しては、改正著作権法104条の13に、指定管理団体が教育機関の意見を聞いて金額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない、とだけ書かれている(図-2).

以下もう少し想像して補ってみよう. もちろん 筆者の私見である.

支払い方としては、教育機関の規模に応じた定額制となるだろう. 利用の範囲が多岐に渡ること

^{☆9} この問題に関連する多くの資料では、これを「異時公衆送信」と呼んでいる。同時/異時は授業中かそうでないかという区別ではないことに注意が必要だ。

^{☆10} 適法に引用された場合は許諾不要である(32条). 引用についても 書くべきことが多いのだが、紙幅の関係上割愛した.

^{☆11} 公の伝達とは、公衆送信されている著作物を受信して、公衆にその様子を見せたりすること、著作者には伝達権がある(23条2項)、放送と有線放送については、38条3項に権利制限(非営利無料ならOK)が定められているが、自動公衆送信(Web)については現在規定がない、なので厳密にいうと、Web にアクセスしているところを教室で見せるには著作権者の許諾が必要なのだ。35条改正後は、授業目的ならばOKとなる。

^{☆12} 大学や高校の教員は、同時に教育用コンテンツの作者でもあり、補償金をどうやって受け取れるのかも大いに気になるところだろう。 残念ながらその点については筆者は何も情報を持たないので、ここでは言及しない。

を考えると、複製や公衆送信の実績や予定に対して従量制で支払うということは不可能に近い.

今回の法案が提出されたころ、新聞で年間学生一人あたり数百円と報道された。また、諸外国ではどの程度の金額になっているのか^{☆13}を考えると、日本においても年間学生一人あたり数百円~千円程度に落ち着くのではないだろうか。

学生数を乗ずれば、決して安くはない. 財政事情の厳しい折、教育機関(設置者)として補償金を支払わないという選択肢はあるだろうか. 小中高大といずれの教育機関においても、今後この補償金の対象になっている公衆送信を一切行わないでいられるということはほぼ考えられない. だが、公衆送信を行うが「オープンなライセンスのものしか教材には利用しない」という宣言は、可能である. その上で、それをすべての教員そして学生が遵守していれば、補償金を支払う必要はないはずだ.

それで大丈夫だろうか.かなり不安を感じる.これまで,この分野ではほとんど裁判が行われていない.しかし今後は補償金という枠組みができ,また指定管理団体という新たなステークホルダが出現することにより,多くの訴訟が発生するという可能性もある.過去,コンピュータソフトウェアの不正利用が大学で蔓延していた時代から、現在のように包

見金金額 文化广長官 「指定管理団体」 (改正著作権法 104 条の 11) 意見 教育機関を設置する者の団体 (改正著作権法 104条の 13) 日本私立大学団体連合会 ? 現段階ではどの団体が「教育機関を設 置するものの団体」となるか不明 ここに示したのは、文化審議会著作権 分科会法制・基本問題小委員会で「教 育の情報化の推進に関する当事者会議」 に参加していた団体である 教育機関 教員・学生

図 - 2 補償金の金額決定に関連する団体など

括ライセンスも普及し相応にクリーンな状態になってきているその過程でどんなことが起こっていたかということを思い出す必要がある.

教員と学生のそれぞれが、これまでよりも確か な著作権知識と規範意識を持つことが重要になっ てくるといえるだろう。

□ 35 条を越えて

.....

この補償金で対応できる範囲は、あくまで授業の過程における利用に限られていることに注意が必要だ.全学的に使われるような e ラーニング教材や、教職員研修会、世間一般に公開するような教材などには適用されない.また教員同士で教材をやりとりするようなことはごく当たり前に行われているが、そういった教材に他人の著作物が含まれる場合も、補償金の対象外である.

これに関連して、教育現場として期待できることが1つある。教育現場に関連する著作物の著作権を広い範囲にわたって管理する指定管理団体が、35条の範囲を超えるような利用についても何らかのライセンス制度や著作物データベースを提供する^{△14}ことが可能性として考えられる。そういったものが整備されてくると、さらなる教育の情報化に向けてきわめて有用なシステムとなることが期待されるだろう。

(2018年8月7日受付)

隅谷孝洋(正会員) sumi@riise.hiroshima-u.ac.jp

広島大学情報メディア教育研究センター准教授. 2001 年から LMS 管理に携わる. 教育工学会・イグ研会員. 2016 年から, AXIES-csd 著作権タスクフォースで活動. https://axies-csd-cr.blogspot.com.

^{☆14} まさにこのことは、文化審議会著作権分科会の 2017 年 4 月の報告書でも期待されていたところである。http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2904_shingi_hokokusho.pdf



^{☆13} 諸外国の事情については、文化庁が電通に委託して作成した報告書に詳しい. http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h27_ict_katsuyo_hokokusho.pdf